

関係機関説明①

「地域こども相談センター」

2月20日(月) 岡山市岡山っ子育成局こども福祉課 社会的養育推進係 係長 服部^{はっとり}洋子^{ようこ}

2月21日(火) 岡山市岡山っ子育成局こども福祉課 社会的養育推進係 副主査 土井^{どい}教代^{みちよ}

1 「地域こども相談センター」と「こども総合相談所」について

児童福祉法に基づく子どもの相談体制は、都道府県の児童相談所と市町村の子ども相談部門の2層構造になっています。政令指定都市である岡山市は、この2層の相談体制を持っています。

地域こども相談センター（市町村子ども相談部門）

子育ての悩みや不安、夫婦間のトラブル、ひとり親の就労や生活に関することなど子どもや家庭に関する相談を受ける身近な窓口として、また、子どもに対する虐待の相談・通告を受け付ける機関として、市内6か所の福祉事務所に設置されています。関係機関と連携し、子育て支援サービスや各種制度を活用しながら、地域で虐待の予防、発見と初期対応、その他さまざまな支援を行っています。

こども総合相談所（児童相談所）

児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが、養育や発達、障害や非行など子どもに関する相談に応じ援助する専門機関です。

虐待相談は、夜間・休日を問わず、24時間体制で対応し、必要に応じて一時保護や施設入所などの法的権限を用いた対応を行います。緊急を要する場合や、高い専門性が必要とされる場合は、こども総合相談所が主に対応します。

地域こども相談センターと、こども総合相談所は、個々の状況によって、連携し支援を行います。

2 「子ども虐待」について

子ども虐待とは、親または親に代わる保護者等が、子どもの体や心を傷つけ健全な成長・発達を妨げる行為をいいます。

親が「しつけ」だと思っていなくても、その行為が、子どもの心身を傷つけるものであれば、「虐待」です。

子ども虐待は、こどもの健全な発育・発達に悪影響を及ぼすばかりでなく生涯にわたり深刻な影響を与えます。

- 虐待が疑われる子どもに気づいたら、速やかに通告することが、児童虐待防止法に義務付けられています。また、速やかな相談・通告は支援のはじまりです。

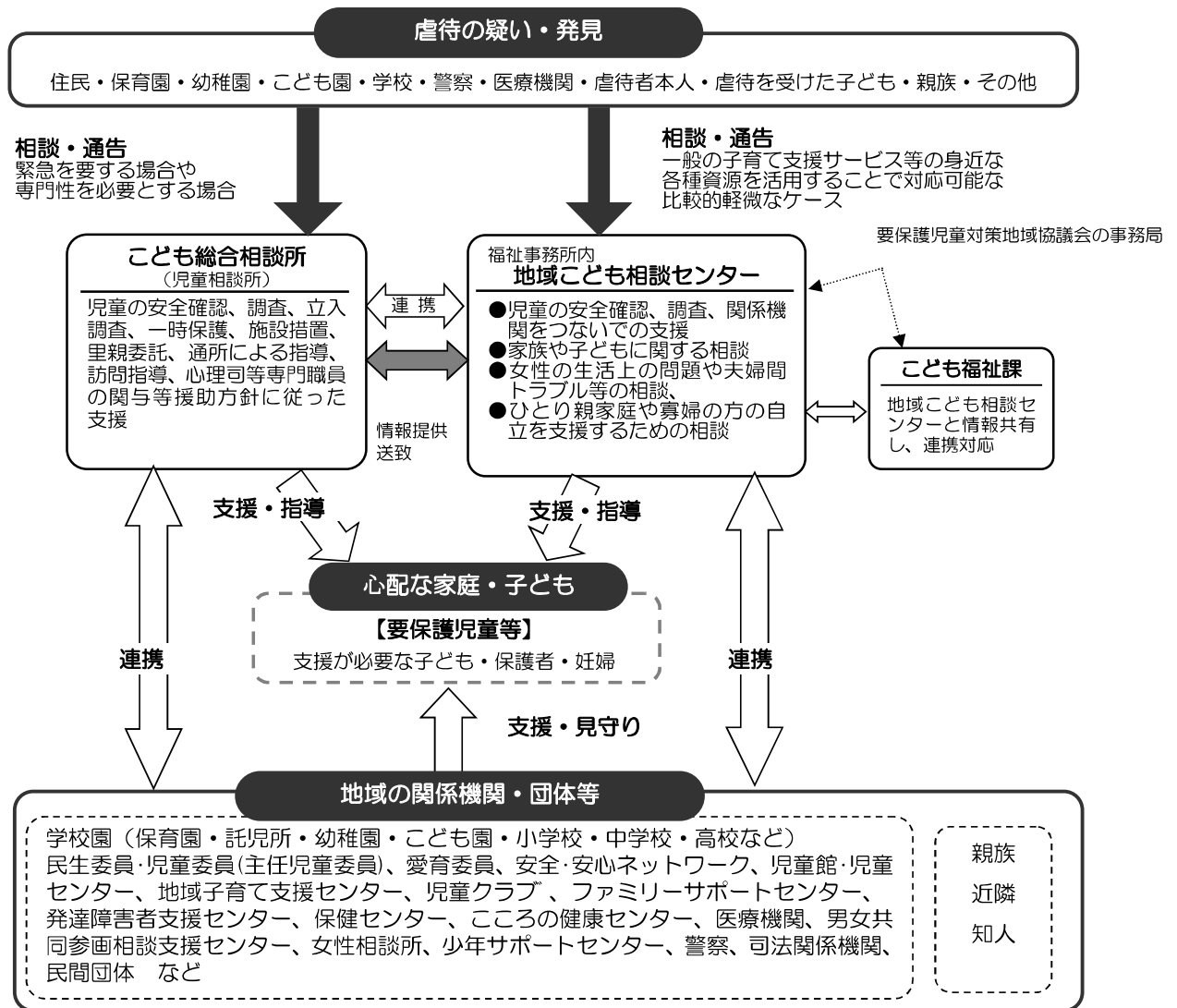
○要保護児童発見者の通告義務[児童福祉法 第25条より]

○子ども虐待に係る通告[児童虐待防止等に関する法律 第6条第1項(抄)]

○通告者の秘匿について [児童虐待の防止等に関する法律 第7条より]

作成：岡山市こども福祉課（R5.2）

3 岡山市における子ども相談体制



虐待が疑われる子どもに気づいたら、速やかに通告することが、児童虐待の防止等に関する法律に義務付けられています。

◆要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認める子どもを発見した者は、市町村または児童相談所に通告しなければならない。

◆子ども虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。

◆通告者の秘密について（児童虐待の防止等に関する法律 第7条）

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項のきていによる通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をしたものを特定させるものを漏らしてはならない。

相談・通告は、子どもや家庭へ支援の手が届くきっかけとなります。

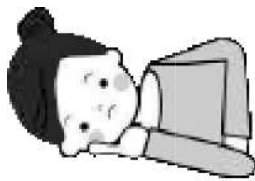
作成：岡山市こども福祉課（R5.2）

地域こども相談センターのご案内

地域こども相談センターは、子育てや家庭に関する身近な相談窓口として市内6カ所の福祉事務所の中にあります。ここでは、子育てに関する悩みや不安などを相談でき、必要に応じて専門の機関を紹介します。直接足を運んでじっくり話をすることもできますし、電話で相談をすることもできます。場合によっては、家庭への訪問も可能です。

例えば、こんなときなど、お気軽にご相談ください。

- 子育ての悩み、心配、不安などについて
- 子ども虐待について
- ひとり親の就労相談
- 生活に関すること
- 女性の生活上の問題
- 家庭や夫婦間のトラブル（DVなど）について



電話相談・来所相談は、各福祉事務所内地域こども相談センターまで

＜受付時間＞ 月曜日～金曜日（祝日・休日を除く） 8：30～17：15

福祉事務所	電話番号	所在地
北区中央福祉事務所	803-1824	北区鹿田町 1-1-1 岡山市保健福祉会館内
北区北福祉事務所	251-6521	北区谷万成 2-6-33 北ふれあいセンター内
中区福祉事務所	901-1234	中区赤坂本町 11-47
東区福祉事務所	944-0131	東区西大寺中 2-16-33 西大寺ふれあいセンター内
南区西福祉事務所	281-9652	南区妹尾 880-1 西ふれあいセンター内
南区南福祉事務所	261-7127	南区福田 690-1 南ふれあいセンター内

（福祉事務所 担当地域（小学校区単位））

【北区中央福祉事務所】

岡山中央・御野・牧石・石井・三門・大野・鹿田・大元・清輝・岡南・西・御南・陵南・吉備

【北区北福祉事務所】

伊島・津島・中山・馬屋下・桃丘・平津・野谷・横井・馬屋上・庄内・加茂・鯉山・足守・蛭明・御津・御津南・五城・建部・竹枝・福渡

【中区福祉事務所】

旭東・平井・三敷・宇野・旭菴・操南・操明・富山・旭操・財田・菟之口・高島・幡多

【東区福祉事務所】

古都・可知・芥子山・政田・開成・西大寺南・西大寺・雄神・豊・太伯・幸島・朝日・大宮・浮田・城東台・平島・御休・角山・千種・江西

【南区西福祉事務所】

妹尾・箕島・福田・興除・曾根・東畦・第一藤田・第二藤田・第三藤田・灘崎・泊川・七区・彦崎

【南区南福祉事務所】

福浜・平福・芳泉・浦安・福島・南輝・芳田・芳明・甲浦・小串